

災害時における雇用保険失業給付の特別措置について

新潟労働局では、平成23年7月新潟・福島豪雨に係る災害救助法適用に伴い、雇用保険の失業給付の支給に関して以下の特別措置等を設けています。

【ハローワークへ来所できない 求職者の方々のための失業の認定日の取扱いについて】

雇用保険失業給付を受給している方が、豪雨の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず安定所に来所できないときは、安定所に申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日に安定所に来所できない方は、無理をせず、安定所に申し出いただき、次回認定日の前日までに安定所へご来所ください。

【災害救助法適用時における支援策について】

○災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなつたため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注1）に所在する事業所に雇用される方（注2）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注3）することとなつたため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注1）災害救助法の適用を受けた市町村は、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町。

（平成23年8月1日現在）

（注2）雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

（注3）災害により直接被害を受け休廃止した場合が対象となります。

3 制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたってはご留意をお願いします。

問い合わせ先

この制度内容や手続など詳しいことは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）または新潟労働局職業安定課雇用保険係にお問い合わせ下さい。

新潟労働局職業安定課雇用保険係
TEL：025-234-5548